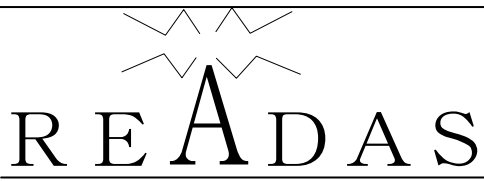


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5955 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月15日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 不動産賃貸業を始めたときの届出

Q：私はサラリーマンですが、今年から不動産の貸付けを始める予定です。どんな届出が必要ですか？

A：次の届出書が必要です。

【解説】

個人が新たに不動産の貸付けを始めたときは、次の届出書を提出する必要があります。

①個人事業の開業・廃業届出書

事業的規模の不動産貸付けを開始したときは、開業の日から1か月以内にこの届出書を提出することが必要です。

②所得税の青色申告承認申請書

不動産の貸付けを始めた年分から青色申告をしようとする場合は、開業の日から2か月以内（その年の1月15日以前に開業した場合は3月15日まで）にこの申請書を提出して承認を受ける必要があります。

③青色事業専従者給与に関する届出書

青色事業専従者に給与を支払うこととした場合には、②の承認申請のほかに、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内）にこの届出書を提出する必要があります。

④所得税の減価償却資産の償却方法の届出書
減価償却資産の償却方法を選定する人は、この届出書を提出します。提出期限は、開業した年の翌年3月15日までです。この届出をしない場合は法定の償却方法になります。

